

議案第 8 3 号

京丹後市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

京丹後市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別記のように定める。

令和 2 年 6 月 1 2 日提出

京丹後市長 中 山 泰

提案理由

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令(平成 3 1 年厚生労働省令第 5 0 号)が令和 2 年 4 月 1 日に施行されたことに伴い、省令との整合を図るため、所要の改正を行うものである。

(別記)

京丹後市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

京丹後市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年京丹後市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第11条第3項中「指定都市」の次に「若しくは同法第252条の22第1項の中核市」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

